

広島県告示第二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を指定したので、広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	もみじカード株式会社
所在地	広島市中区銀山町四番一〇号
歳入の内容	広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）に基づく手数料
納付期間	平成三十一年四月一日から 平成三十六年三月三十一日まで